

記入例

開発行為等事前相談書

令和〇年 〇月 〇日

1	相談者	氏名 〇〇〇設計事務所 担当：八千代 太郎 住所 八千代市大和田新田312-5 電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業主との関係	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 不動産仲介業者 <input checked="" type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施行者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	相談内容	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法による許可等の手続きが必要か否かの確認 <input type="checkbox"/> 連たんする土地の区域である (概要を記入してください 内容によっては別紙可) <input type="checkbox"/> その他
2	事業主	氏名 八千代市大和田〇〇〇〇 住所 (株)〇〇〇〇 電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇
3	施行者	氏名 八千代市勝田台〇-〇〇-〇 住所 (有)〇〇〇〇工業 電話 047-〇〇〇-〇〇〇〇
4	敷地の地名	八千代市 大和田新田 字〇〇 〇〇番〇〇の一部
5	敷地の面積	<input checked="" type="checkbox"/> 実測 480 m ² <input type="checkbox"/> 概算 2 筆 未利用地の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (500) m ²
6	区域区分 用途地域	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 (第一種低層住居専用) 地域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
7	建築区分	新築・増築・改築・移転 (宅地造成以外の建築行為)
8	予定建築物 の用途	<input checked="" type="checkbox"/> 自己居住 (専用住宅) <input type="checkbox"/> 自己業務 (店舗等) <input type="checkbox"/> その他 (宅地造成〇戸等)
9	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 位置図(1/2500程度) <input checked="" type="checkbox"/> 造成計画(平面図、断面図) <input checked="" type="checkbox"/> 公図の写し(コピー可) <input checked="" type="checkbox"/> 建築計画図(建築計画がある場合) <input checked="" type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 (コピー可) <input checked="" type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 連たん図 <input checked="" type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 既存建築物の資料(建築確認図書等) <input checked="" type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> その他 ()
10	確認事項 (連たん確認(有))	(1) 区画整理事業区域 <input type="checkbox"/> 内 <input checked="" type="checkbox"/> 外 (2) 現況の土地利用 (畑, 駐車場, 宅地 等) (3) 30cm超盛土切土の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (4) 連たん可能区域か確認 ※下記区域内は連たん不可 <input checked="" type="checkbox"/> 外 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域3m以上 ・地すべり防止区域 ・農業振興地域内の農用地区域
※	記入欄 備考	現地調査 令和 年 月 日 開 連絡事項

(注意事項)

1. 本相談書は2部作成のうえ、開発指導課に提出してください。(1部は受付印を押印後、返却します。)
2. 相談者に対して回答いたします。なお、文書での回答はいたしておりません。
3. 本相談内容についての回答になりますので計画に変更がある場合は、再度お問い合わせください。
4. 回答については、提出された計画及びその時点による法令に基づくものですので留意してください。
5. 本相談は主に法第34条「立地基準」及び手続きに関するものです。法第33条「許可の基準」については別途確認してください。
6. 当課で作成した連たん精査図は参考図であり、建築物の適法性を証明するものではありません。